

## 荒川区立日暮里地域活性化施設自動販売機設置事業者候補者募集要項

荒川区では、荒川区立日暮里地域活性化施設（以下「活性化施設」といいます。）の施設内に自動販売機の設置を希望する事業者を公募し、応募者の中から最も評価が高い事業者１社を設置事業者とすることとしました。

本募集要項は、その選定に関する応募手続きについて、必要な事項を定めたものです。

### 1 募集の趣旨

活性化施設は、休憩スペース、多目的スペース、創作コーナーと工房、創業支援施設等があるほか、区民事務所を併設する、地域住民をはじめ多くの方に利用いただくための複合施設です。

区では、当施設の利用者の利便に供するため、自動販売機を設置する事業者を募集します。

### 2 募集内容

自動販売機の設置場所、販売種目、貸付面積及び台数は、別添１「自動販売機設置計画図面」及び下表のとおりとし、自動販売機を設置し、運営管理を行うことができることを要件とします。

貸付期間の開始日は、令和８年１２月２４日（以下「貸付開始日」という。）とし、終了日は、令和１１年３月３１日（以下「貸付終了日」という。）とします。

なお、公募実施日以降に所管部が新たに飲料自動販売機の設置が必要と判断した場合は、事業者と協議の上、対象に加えるものとします。その場合の貸付期間は、貸付日にかかわらず貸付終了日までとします。

| 設置場所 | 販売種目          | 使用許可面積            | 台数 |
|------|---------------|-------------------|----|
| １階   | ボトル缶・ペットボトル飲料 | 別紙「自動販売機設置計画図面」参照 | １台 |

### 3 施設利用状況等（令和７年度）

#### （１）施設利用人数

年間来館者数 １８３,０００人

## (2) 自動販売機の売上本数

| 設置場所 | 販売種目          | 売上本数   |
|------|---------------|--------|
| 1階   | ボトル缶・ペットボトル飲料 | 3,146本 |
| 3階   | 同上            | 1,377本 |

※令和8年3月31日で3階は撤去し、現時点及び募集内容は1階のみとなります。

## 4 応募資格

- (1) 過去5年間に公共施設等への自動販売機の設置及び運営管理の実績があること。
- (2) 東京都区部で販売・営業活動を行う本・支社又は営業所があること。
- (3) 最近3年間の法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- (5) 暴力団又はその他暴力的集団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から10年を経過しない者の統制下にある企業等ではないこと。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は当該団体に属する者ではないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者等又は破産者で復権を得ていない者等）に該当しないこと。
- (8) 商品販売に必要な営業許可を取得していること。
- (9) 荒川区入札等参加停止措置要綱に定める規定に基づく入札等参加停止措置及び荒川区契約における暴力団等排除措置要綱に定める規定に基づく入札参加除外措置の期間中でないこと。

## 5 応募方法

- (1) 荒川区立日暮里地域活性化施設自動販売機設置提案参加申込書（様式第1号）、事業者の概要（様式第2号）、荒川区立日暮里地域活性化施設自動販売機設置提案書（様式第3号）、その他必要書類を添えて応募してください。

また、以下の(2) 提案書の記入内容及び留意すべき要件①～⑨は、それぞれ指定する様式に記載してください。別様式に記載した場合は、評価対象となりませんのでご注意ください。

- (2) 提案書の記入内容及び留意すべき要件

### ① 自動販売機本体について【様式第3号－1】

以下について、必ず記載してください。

- ・ユニバーサルデザインについて

- ・転倒防止対策について（具体的な対策を必ず提案書に記載してください。）
- ・機能上の特徴（キャッシュレス決済への対応等）について
- ・設置にあたっては「自動販売機の据付基準（JIS規格）」及び「自動販売機据付基準マニュアル（日本自動販売機工業会作成）」を遵守した措置を講じるものとします。

② 環境への取組みについて【様式第3号－2】

- ・設置する自動販売機は、環境に配慮した省エネ及びノンフロンの機種とします。
- ・設置する自動販売機の機能について、ピークカット、ヒートポンプ、LED照明等、消費電力量の低減に資する技術等を導入している場合には、具体的に記載してください。
- ・ISO14001（環境マネジメントシステム）の認証を取得している場合は記載してください。また、その他環境への取組みに関して実施しているものがあれば記載してください。

③ 販売品目等について【様式第3号－3】

- ・自販機の販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の清涼飲料水とし、販売を予定している内容を記載してください。また、缶の商品を販売する場合は蓋のできるボトル缶の商品としてください。
- ・商品の販売価格は、標準価格を上回ることはできません。

④ 商品の品質管理及び自動販売機の衛生管理について【様式第3号－4】

- ・商品の品質管理方法について、賞味期限切れへの対策等を具体的に記載してください。
- ・自動販売機の衛生管理について、スタッフによる定期点検及び清掃の頻度等を具体的に記載してください。
- ・その他、商品の品質管理及び自動販売機の衛生管理に関して、具体的な取り組みを記載してください。
- ・販売する商品は、「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守するとともに、自動販売機内の洗浄などの衛生管理に万全を尽くすものとします。

⑤ 商品の補充及び容器回収とその処分について【様式第3号－5】

- ・商品の補充、容器の回収及び処分について、考え方（夏季・冬季などの販売数が伸びる繁忙期の対応も含む）を具体的に記載してください。また、通常期及び繁忙期の補充・回収の頻度も記載してください。
- ・自動販売機に併設して、商品の容器（ボトル缶・ペットボトル等）の種類に応じた空容器回収箱を設置するとともに、容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）など、関連法令に基づいて適切に回収し、処理してください。

- ・容器包装リサイクル法等に基づく容器の再資源化及びその他環境活動に係る取組について記載してください。

⑥ 緊急時の対応について【様式第3号－6】

- ・提案書には、自動販売機の故障、問合せや苦情等の発生時における対応方法（コールセンターの設置や土・日・祝日における対応、対応可能時間帯等）を、具体的に記載してください。

⑦ 貸付料について【様式第3号－7】

- ・貸付料を算出するための率は、売上金額の20%を下限として、提示してください。

⑧ 災害時の対応について【様式第3号－8】

- ・自動販売機は、災害時に飲料を無料で提供できる災害対応型（バッテリー内蔵型）自動販売機を必須とします。
- ・また、その他災害時食糧等の備蓄や無償提供その他災害協力に関する提案等を記載してください。
- ・AED搭載自動販売機及びWi-Fi搭載自動販売機は、施設内にAED及びWi-Fiが設置されているため、評価の対象外とします。

⑨ その他【様式第3号－9】

- ・その他、区に対して特に提案したい事項がある場合、具体的に記載してください。

(3) 提出方法

窓口への持参又は郵送により提出してください。郵送での提出を希望する場合は、事前に担当者 に連絡をしたうえで、書留等の配達状況が確認できる方法で発送してください。

提出先：荒川区東日暮里六丁目17番6号 日暮里地域活性化施設  
2階事務室

(4) 提出期限

令和8年10月20日（火）午後5時まで（必着）

(5) 提出書類

- ① 荒川区立日暮里地域活性化施設自動販売機設置提案参加申込書（様式第1号）
- ② 事業者の概要（様式第2号）
- ③ 荒川区立日暮里地域活性化施設自動販売機設置提案書（様式第3号－1～9）
- ④ 誓約書（様式第4号）
- ⑤ 法人税納税証明書、法人事業税納税証明書及び消費税納税証明書（直近3か年、かつ、発行日から3か月以内のもの【原本】）

- ⑥ 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類
- ⑦ 法人の商業登記簿謄本（発行日から3か月以内のもの【原本】）
- ⑧ 設置する自動販売機の形状や機能等が記載されているカタログ等

※上記提出する書類のうち、②③及び⑧は各5部を、その他は各1部を提出してください。

なお、提出書類の返還はいたしませんので、ご了承ください。

※提出書類は綴じずに提出してください。

※「東京電子自治体共同運営電子調達サービス」又は「東京都電子調達システム」において、競争入札参加資格の登録がされている場合、⑤「法人税納税証明書、法人事業税納税証明書及び消費税納税証明書」及び⑦「法人の商業登記簿謄本」の提出は不要です。

#### （6）辞退等について

荒川区立日暮里地域活性化施設自動販売機設置提案参加申込書を提出後に応募を辞退する場合は、令和8年10月26日（月）午後5時まで（必着）に辞退届（様式第5号）を提出するものとします。

また、提出書類に虚偽が認められた場合は、応募資格を失うものとします。

### 6 現地確認

施設及び自動販売機設置場所の現地確認は日時を定めていません。必要に応じて、問い合わせ先にて日程調整を行ってください。

### 7 本募集に関する参加表明届の提出について

本募集に申し込みをされる場合は、事前に「荒川区立日暮里地域活性化施設自動販売機設置提案参加表明届（以下、参加表明届）」（様式第6号）を提出してください。

#### （1）提出期限

令和8年10月7日（水）午後5時まで（必着）

#### （2）提出方法

問合せ先に記載してあるメールアドレス宛てに電子メールで送付してください。

#### （3）その他

参加表明届を提出した参加者には、以下「8本要項等に関する質問（3）回答」に記載の本要件等に関する質問回答を、質問票に記載の担当者メールアドレスへ送付いたします。

## 8 本要項等に関する質問

本要項等の内容に質問がある場合は、以下の期限までに質問票（様式第7号）を提出してください。なお、公募期間中、電話や口頭での質問は一切受け付けられませんので、ご注意ください。

### （1）提出期限

令和8年10月7日（水）午後5時まで（必着）

### （2）提出方法

問合せ先に記載してあるメールアドレス宛てに電子メールで送付してください。

### （3）回答

質問に対する回答は、参加表明届提出者全員にメールで、令和8年10月9日（金）までに行います。

## 9 設置事業者選定

### （1）選定方法

提出された応募書類の内容の審査を行い、最も評価の高い事業者を選定します。

### （2）設置事業者決定時期（予定）

令和8年11月下旬

### （3）設置事業者の公表等

設置事業者の決定後、応募者全員に選定結果を通知するとともに、荒川区ホームページに、決定した設置事業者名を掲載します。

## 10 設置条件等

### （1）契約

本件の契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定による行政財産の貸付とします。また、区と事業者の間で民法（明治29年法律第89）第601条による賃貸借契約を締結します。

### （2）貸付期間

・開始日 令和 8年12月24日

・終了日 令和11年 3月31日

（自動販売機の搬入及び設置は、区と協議した上で行うため、貸付許可期間が数日前後する場合があります。）

## 11 設置事業者が負担する経費及び納入方法

### (1) 貸付料

#### ① 月額貸付料

設置事業者が借り受ける月に係る自動販売機の売上金額（消費税及び地方消費税含む）に、設置事業者が提示した貸付料率を乗じて得た額の合計をもって月額貸付料とします。

#### ② 最低貸付料

自動販売機の貸付料が、最低貸付料を下回る場合には、設置事業者は最低貸付料を支払うこととします。

#### ③ 納入方法

賃付料の納入は原則として四半期ごととし、区が発行する納入通知書により、区が指定する期限までに納入してください。

### (2) 電気料金

電気料金は、設置事業者の負担により子メーターを設置した上で、指示値により計測した使用量に電気料金単価（税込）を乗じて積算した額とし、四半期ごとに区が発行する納入通知書により、区が指定する期限までに納入してください。

### (3) 設置及び撤去費用

自動販売機の設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。

## 12 設置に当たっての遵守事項

自動販売機は、区が示した位置に設置することとし、当初設置時には設置する機種について事前に区の確認・承諾を得なければなりません。また、貸付期間中は、次のことを遵守してください。

- (1) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならないこと。
- (2) 販売品の搬入及び廃棄物の排出の時間及び経路は、区の指示に従うこと。
- (3) 機種の変更等を行う場合は、あらかじめ区に申し出た上で、区の承諾を受けること。
- (4) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情には、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に、故障時等の連絡先を明記すること。
- (5) 保健所への手続が必要となる商品の自動販売機を取り扱う際には、速やかに保健所へ届け出ること。また保健所からの許可証の写しを区へ提出すること。
- (6) その他関係法令を遵守すること。

### 13 貸付の取消し又は変更等

次に該当するときは、貸付を解約し、又は変更することがあります。

- (1) 区が貸付けた財産を区において事業上必要とするとき。
- (2) 設置事業者が貸付条件に違反したとき。
- (3) 設置事業者が応募の資格を失ったとき。

### 14 原状回復

- (1) 設置事業者は、貸付期間が満了又は上記 13 の規定により貸付が解約された場合には、直ちに貸付を受けた財産を原状回復し、返還しなければなりません。
- (2) 原状回復に要する費用は、一切設置事業者の負担とします。

### 15 解約等の申入れ

設置事業者は、賃貸借期間内に貸付財産を返還するに当たっては、3 か月前までに書面をもって区に届け出て、その承認を得なければなりません。

### 16 損害賠償等

- (1) 設置事業者は、その責に帰する事由により、区又は第三者に損害（食中毒等）を与えた場合は、その損害を賠償しなければなりません。
- (2) 設置事業者は、自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧に係る経費は設置事業者が負担することとします。
- (3) 区は、当該自動販売機に係る盗難事故や破損事故等に関しては、区の責によることが明らかな場合を除き、その一切の責任を負いません。

### 17 各書類提出先・問い合わせ先

荒川区産業経済部産業振興課 日暮里地域活性化施設 三浦

〒116-0014 荒川区東日暮里六丁目17番6号

電話 03-3802-4878

FAX 03-3801-7302

E-mail: sangyo@city.arakawa.lg.jp